

## 5 微量採血用穿刺器具の不適切使用にかかる対応について

### (1) 概 要

血糖値の測定等における微量採血を目的とする穿刺器具で、針の周辺部がディスボーザルタイプでないものについては、平成18年3月3日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知（薬食安発第0303001号）で、「他の人と共用しないこと」を注意喚起されていた。当院においては、社団法人全国自治体病院協議会から平成18年3月15日付けで発出された「全自病協ニュースNo.811」で院内周知を図っていたところであるが、一部において通知内容が浸透せずに、針を交換して複数の患者に使用していた実態が判明した。

「お知らせ」を作成のうえ、院内掲示し、ホームページでも掲出するとともに、事務部（総務）に相談専用電話を設置して不安解消のための体制を確保した。また、該当の器具は平成13年6月ごろから使用されていたことが確認されたことから、院内に保存されているカルテを調査し、不適切な使用が疑われる患者251名（うち死亡が確認された者32名）を特定した。直接お詫びの文書を送付するとともに、感染の有無を確認するための検査を行った。

最終的には52の方から相談を受け、51の方の検査を実施したが、当院での穿刺器具の使用が原因であると考えられる感染症の患者は見つけられなかった。

### (2) 原因と対応

文書等が全体として非常に多いこともあり、重要性や緊急性に関わらず、確実に周知を図るべき通知等とその必要性が低い文書が混在していて、院内での対応が十分でなかったことが挙げられた。また、文書そのものが非常に分かりにくい場合でも確実に理解されるような対応が必要であったのではないかとの指摘もあった。さらに、確実に情報が伝わり、理解されていることを確認する手段がなかったことも課題とされた。

これらの課題に対応するため、院内で経営改善会議・医療安全対策室 合同会議を開催するなど検討を重ね、最終的には「各種通知・通達等 情報の取扱いについて」（平成21年7月 9日付け院長通知）としてとりまとめ、これにより情報の周知の徹底

を図ることとした。

具体的には、

- (1) 対象とする文書は事務部(総務)で一元的に収受し、内容により、① 医療安全、  
② 薬剤、③ 保険・診療報酬、④ 運営・経営、⑤ その他 の 5 つのカテゴリーに分類する。
- (2) それぞれ、医療安全担当、薬剤部長、医事担当(主任)主査、事務次長等が重要度・緊急度により、レベル 0 (周知不要)、レベル 1 (周知要・確認不要)、レベル 2 (周知要・確認要)、レベル 4 (緊急性あり) の 4 段階にレベル分類して周知等を図る。
- (3) 内容を確実に伝えるため、情報概略を分かりやすく記載して院内にコピーを配布する、または、委員会等を通じて説明するなどの周知方法を明記する。
- (4) 各部署においては、閲覧簿にサインをするなど職員に確実に周知されるよう対応するとともに、医療安全対策委員会において検証を行う。場合によっては改善のための措置等の検討を行う。